

「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」(案)のパブリックコメント(意見公募)結果に対する市及び市教育委員会の見解

摂津市 教育委員会 事務局  
こども家庭部 こども政策課

■パブリックコメント募集期間・・・令和7年2月4日～3月5日

■パブリックコメント提出者数・・・13名

この度は、「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」(案)のパブリックコメントの募集(意見公募)をしましたところ、13名の方々からご意見をいただきました。本当にありがとうございました。皆様から寄せられましたご意見を集約し、次のとおり市及び市教育委員会の見解を付して公表いたします。

※この意見募集は、具体的な意見を収集することを目的としているため、単に賛否だけを記載したものや、趣旨の不明瞭なもの、「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」(案)に対する意見でないものについては、回答しておりませんのでご了承ください。なお、担当課へご意見の共有は行っております。  
※いただいたご意見は、適宜整理し、項目ごとに細分化したうえで掲載しております。

「計画の変更等」の凡例

○:ご意見を踏まえ、計画を一部修正するもの  
空白:考え方が盛り込み済みのもの又は今後の参考とするもの

| No. | 分類                                                             | 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 市及び市教育委員会の見解                                                                                                              | 計画の変更等 |
|-----|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 計画策定の背景と趣旨                                                     | この計画が「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神に基づいていることを明記してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 本計画は、子どもの権利条約の精神にのっとりたこども基本法の基本理念、及びこども大綱を勘案して策定しております。「子どもの人権の尊重とこどもの最善の利益を考慮して策定」は、「子どもの人権の尊重とこどもの最善の利益を第一として策定」に変更します。 | ○      |
| 2   | 計画策定の背景と趣旨                                                     | P3本文最後の文章「こどもの人権の尊重とこどもの最善の利益を考慮して策定」は、P1と整合性がありません。「考慮して」を「第一として」に変更してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                           |        |
| 3   | 国の動向                                                           | 摂津市のこども計画の内容にはこのビジョンがかなり反映されているようにとらえているのですが、「幼児期までのこどもの育ちに関わる基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の記入は必要ではないでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 計画の変遷 令和5年欄に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」を明記します。                                                            | ○      |
| 4   | 関係計画等との関係                                                      | 児童福祉法の下のこども大綱よりも、先に「こども基本法」が上位に位置づけられるのではないのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 記載順について再考いたします。                                                                                                           | ○      |
| 5   | 計画基本理念の概念図                                                     | 『めざすべき子どもの像』と、子どもを画一的な枠にはめないでください。『自分らしく生きる子ども』など、子どもの権利条約の理念に沿ったものに変えてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 「めざすべき子どもの像の実現」を計画の基本理念に沿った「こどもが自ら新しい未来を切り拓くことができるまちの実現」に変更します。                                                           | ○      |
| 6   | ともに学びに育つ教育                                                     | 「ともに学び、育つ教育」?ではないのでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 「ともに学び育つ教育」に変更します。                                                                                                        | ○      |
| 7   | こどもの権利に関する理解の促進                                                | 複雑多岐にわたる問題の対策、具体的な取り組みが子どもの権利などの啓発に終わっているのでは対応できない。実態把握はアンケートなどで簡単にできる。端末を活用したアンケートなどを実施し、欠食児童やヤングケアラーの可能性がある児童生徒を早期に発見する仕組みづくりはすぐにできる。<br>具体的施策として、キャッチした後どのようにサポートするか仕組みづくりを考えてほしい。<br>早期発見のためにはスクールソーシャルワーカーの活用なども考えられる。その際、ソーシャルワーカーへつなぐ学校からの手続きの複雑さはないか見直して欲しい。また、気になる回答をした児童、生徒へ、ソーシャルワーカーの方から担任、家庭へアプローチできないか。学校現場は通常業務だけでも疲弊している。大人しく我慢している子どもの存在に気付けないことがある。学校だけでは見えてこない困っている子どもや家庭を救う体制を摂津市に作って欲しい。                      | まずは一人ひとりの市民がこどもの権利について、理解を深めることが大切であると考えます。具体的な対応については、各施策において進めてまいります。                                                   |        |
| 8   | こどもの意見表明・参加の促進                                                 | 具体的な施策が見えません。「こどもが自由に意見を表明することができる機会」をどのように設けるのか、知りたいです。あわせて、意見表明を、ただ表明に終わらせることなく、施策に反映する仕組みをどのように作るのか、具体的な施策を示していただきたいです。(まちづくりにとても有効なつづがやきをしています。こどもの意見表明を活用する程に、いいものではありません。)                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                           |        |
| 9   | こどもの意見表明・参加の促進                                                 | この計画の目玉であるにもかかわらず、具体性に欠ける。この計画の中に、例えばP44、P48、P68、P70、P74等には子どもの意見を聞く機会をつくるや参画させると入れてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                           |        |
| 10  | こどもの意見表明・参加の促進                                                 | 子供が意見を表明しやすい気運の情勢に向けた周知啓発とありますが、周知啓発だけでは気運は醸成できないと思います。こどもが実際に意見を表明する練習の場の設定、練習の場を経ての意見表明と参加の実施、と促進には実際の場の設定や仕組み作りが必要だと思います。<br>学校や地域の団体にはノウハウがすでにある部分も多く、協力が有効だと思います。鳥飼小学校では学校行事に高学年児童が意見を出し、計画策定にも関わっていると聞きました。まさに子どもの意見表明と参加の事例だと思います。地域団体でも子ども食堂や子育て支援、親の団体など子どもに関わる団体は多数あり、子どもの意見表明につながるノウハウは持っているはずです。周知啓発に時間と予算を割かずとも、既存のリリースと連携することで、迅速かつ効率的に初手を打てると思います。<br>初年度は意見表明の練習の場を年間で6回開催すると、プランを実施に移すにあたっての目標を設けて実行に移していただきたいです。 | こどもの意見表明の保障は特に重要であると認識しています。こどもの意見を表明することができる機会、その機会を施策に反映させる仕組みづくりを、いただいたご意見を参考に構築し取組を進めていきます。                           |        |
| 11  | こどもの意見表明・参加の促進                                                 | こどもが、守られるだけではなく権利の主体として尊重されるために、基本施策1の「意見反映」「社会への参加」は理念で終わらない記述をしてほしい。「具体的な取組」に、通学路や公園など子どもに意見を求める内容や機会を具体的に例示してほしい。また、都市計画マスタープランや地域福祉計画など、関連する計画は多いと思われるのに、「関連計画」が示されていないのは、「意見反映の仕組みづくり」「社会への参加促進」推進の本気度を感じない。再考を強く求める。                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                           |        |
| 12  | 地域教育協議会(すこやかネット)活動の充実<br>地域学校協働活動の推進<br>学校運営協議会(コミュニティスクール)の推進 | 地域と学校の連携につき、子どもの権利条約の柱である”意見を表明し参加する子ども”を受け入れる地域の姿が全く見えない。大人がつくった連携に子どもを乗せるのではなく、「こどもまんなか」の理念にもとづき、「具体的な取組」の各項に「子どもとともに」や「子どもの意見を聞きながら」を入れてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                           |        |
| 13  | 全体                                                             | 全体的に、こどもの意見の表明と尊重、社会活動への参加という視点が欠けている。計画案をつくる時点でこどもの意見を聞いている自治体もある。摂津市でもそういう機会を作ってほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                           |        |

| No. | 分類                           | 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 市及び市教育委員会の見解                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 計画の変更等 |
|-----|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 14  | 支援教育の充実<br>就学相談による支援の充実      | 障害のあることも、特別な教育的ニーズを必要とすることもが、地域の小中学校で発達に応じた学びを受けられるよう、特別支援学級・通級指導教室での指導を充実してほしいです。本人・保護者の意志に反して特別支援学級での授業をしてもらえないということが事は、絶対ないようにはしてほしい。同時に、障害の程度が軽いらとが、利用する時間が少ないからとかいう理由で、在籍が認められないというようなこともないようにしてほしい。保護者・子どもの心持ちは、多様で繊細です。四角四面に在籍の可否の判断をするようなことは絶対にしない、本人が望むのに指導や支援学級での授業をうけられないようなことは絶対にないように、また本人が望まないのに支援学級での授業を強要されるのも絶対にないように。いずれも、障害のあることでの権利を侵害する差別です。 | 障害をもつことも一人ひとりの状況に応じて適切な支援を実施することを大切に取組んでおります。保護者や児童生徒に寄り添いながら、支援学級、通級指導教室等の学びの場を決定し、一人ひとりの児童生徒にに応じた教育課程を編成しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |
| 15  | 国際理解教育の推進                    | 「アメリカからの」とあるが、なぜアメリカだけなのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | アメリカの大学には世界各国や地域から様々な出身の方が来られておられます。(令和6年度はアメリカ・中国・台湾・韓国・カナダ・ドイツ・ロシア・フィンランド・ブラジル等)また、留学生との交流はこどもたちに学校で学んだ英語を実際に使ってみることで、英語の学習意欲を高めることを主たる目的としています。                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |
| 16  | 国際理解教育の推進                    | 様々な国の文化に触れて欲しい。留学生を「アメリカからの」と限定しないでください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |
| 17  | インクルーシブ教育等の推進                | インクルーシブ教育等の推進で、支援学級担任や教職員の専門知識や指導技術の向上を図りますと書かれています。インクルーシブの本来の理念からすると、支援学級担任は一人一人の障害の状況に応じた支援を主に担いつつ、クラス担任や学年担当などが支援学級担任と協力してクラス全体で障害を持つ子どもそうでない子ども包括的に活動できるようにすることになると理解しています。支援学級担任がインクルーシブ教育等を担う者として最初にかかれて、その次に教職員とひとくくりの書き方になっていることについて、障害のある子は支援学級担任が主に担い、他の教職員はそれに準じる立場であるように読み取れ、包摂とは逆の分離に近いと感じます。全ての教職員が協力してインクルーシブ教育を担うものであると明記していただきたいです。             | 特別支援学級担任のみでこの取組みを推進するのではなく、学校全体としてすべての教職員が連携して取り組むべきことであり、本市としてもそのように進めてまいりたいと考えております。各学校において、インクルーシブ教育を推進するために、具体的にこどもの状況に応じてどのような合理的配慮を行うのかを中心となって推進するのが特別支援学級担任ですので、このような表記となりました。                                                                                                                                                                                                                                     |        |
| 18  | 教育支援ルーム(バル・アミ・メイト)の充実        | とてもいい施策だと思いました。3カ所にとどまらず、さらに充実してほしいと思います。さらに、学校内にも足りかとして支援ルームがあればいいと思いました。「バル・アミ・メイト」の支援 → 各校の「(支援ルーム)」 → 学級 と複層的な仕組みがいいと思いました。                                                                                                                                                                                                                                   | 引き続き、各校と連携しながら適切な支援を実施してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |
| 19  | 不登校等のこどもと家庭への支援              | 不登校は子ども側だけが問題なのか、ここでも「子どもの意見を聞き学校側に改善すべき点はないかを検討します」と入れてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 不登校のこどもたちの要因は「いじめ被害」や「友人関係のトラブル」などのこども同士の関係性によるものや、「先生と合わない」「先生から厳しく怒られた」「制服や、給食、行事などの学校の決まり」などの教育や学校風土に関するもの、「授業がわからない」「気持ちの落ち込みやイライラ」「体の不調」などの学業不振や体調など様々でござい                                                                                                                                                                                                                                                           |        |
| 20  | 不登校等のこどもと家庭への支援              | 不登校等は子どもだけに問題がある、と決めつけている印象を受ける。『子どもの意見をきき、学校側に改善すべき点がないかを検討します』という内容を入れてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ます。こども一人ひとりを的確にアセスメントし、個別の事情に応じた適切な対応をしてまいります。また、全てのこどもたちにとって居心地の良い魅力ある学校づくりに向けて引き続き取り組んでまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |
| 21  | 全数面接の実施                      | 全数面接で相談しやすい支援体制を整えるのは非常に喜ばしいことです。ありがとうございます。乳児期幼児期には繋がる保健師さんに相談ができと思いますが、子供が児童期に入った時に相談できる場が途切れてしまうと思います。幼児期から児童期にうつる時、新たな相談先へ繋がるための引き継ぎの施策を追加していただきたいです。                                                                                                                                                                                                         | 児童福祉機能及び母子保健機能を有したこども家庭センターは、0歳から18歳までの養育相談窓口等を所管するこども家庭相談課及び乳幼児の健康診査等を所管する出産育児見守りセンターを構成しており、必要に応じて所属園などの関係機関と情報共有を図ると、日ごろから連携を密に行っております。                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |
| 22  | こどもの養育等の相談体制の充実              | 虐待により子どもが亡くなるということが二度とおこらないようにしてほしい。相談体制の項に「職員の人数確保と相談者に寄り添う姿勢で、相談しやすい環境づくりをはかります」という内容を追加してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                  | 死亡事案発生以降、職員の人数確保については、力を入れて取り組んでおります。また、相談者に寄り添う姿勢については、計画に記載するまでもなく相談員の基本姿勢であると考えております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| 23  | 外国につながるこどもや家庭への情報提供の配慮と対応の強化 | 『補習授業や教員・サポーターの配置で、外国につながる子どもの授業の理解など学校生活支援を強化します』という内容を加えてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ここでは、大きな対応について記載をしており、具体的な対応については、各施策の方向に網羅されているものと捉えております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |
| 24  | 子ども食堂の拡充                     | 子ども食堂を運営しているグループへの交付金等はあるのかもかもしれませんが、運営するには料理を準備する大人の存在が不可欠です。2ヶ所のこども食堂運営側を見学と手伝いに行きました。ひとつの食堂では作る人の人数は足りているようでしたが、別のもうひとつの地域の食堂では、連携・調理・配膳・お相手をたった一人で行っていて、ひとりでは大変な仕事量です。不公平だと思いました。手助けボランティアの運営面での支援はどうにかできないのでしょうか。                                                                                                                                            | 日頃、子育て支援にご協力いただきありがとうございます。子ども食堂は、こどもの居場所や地域とのつながり、貧困対策等の意味合いを持つ重要な取組であり、引き続き、摂津市子ども食堂ネットワークと連携し、支援に取り組んでまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |
| 25  | 子ども食堂の拡充                     | こども食堂を利用している子どもの中には、直前まで一緒に遊んでいた子どもたちが誘い合って食べに来ていることがあります。本当に子ども食堂のような「こどもたちの居場所」を必要としている貧困世帯は、夜のデイサービス(学童)にも行っていたり、自宅にこもって外に出られなかったりする子たちの可能性があります。朝から夜遅くまで親が仕事をしている世帯ではないでしょうか。情報が事前に届いても、家庭の事情で子ども食堂へは行かず、遅い夕飯を自宅で作っている可能性もあるのではないのでしょうか。                                                                                                                      | 現在、子ども食堂を月1回運営していますが、バクの家1階の台所を借りてボランティアの方達8～10人で50～70食を作っています。短い時間に材料を買って調理するには、キッチンの充実がとても大切です。次年度4月からは、バクの家は使用できず、香露園集会所34番を借りて行きます。各集会所の台所(キッチン)は狭くて、流し台、コンロの充実が欠かせません。子ども食堂運営には、気持ちよく貸し出さる集会所、キッチンの充実、子ども達の安全のための広場が必要です。子ども食堂運営事業補助金の交付は充実していますが、場所の提供がまだまだ遅れています。居場所づくりにも提供してもらえる場所が不足しています。空き家や集会所の充実をもっと考えて欲しいです。子どもまんなかの場所づくりが必要です。(提案)日シルバーセンター(小川駐車場の2階)を子ども食堂、子どもの居場所、大人、老人の憩いの場として提供してください。キッチントイレを充実させてから。 |        |
| 26  | 障害児保育の充実                     | 対象となる子どもが地域で生き生きと暮らすためには、同世代の子どもとやその家庭との関わりが欠かせません。『就学前から、障害の有無にかかわらず子どもたちが交流できる機会をつくります』という内容を加えてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                            | ご指摘のとおりであると認識しております。児童発達支援センターと連携し、インクルーシブ社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |
| 27  | ヤングケアラー等への支援 基本方向            | ヤングケアラーは全庁をあげて見つつけてほしい。『基本方向』の冒頭に『子どもにかかわる課だけではなく、生活支援課等全ての課で』と加えてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 基本方向は、市全体の方向を示すものです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |
| 28  | 妊産婦への支援                      | 性被害など望まない妊娠についての相談・支援に言及してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 性被害など望まない妊娠について相談を受けた場合、相談窓口を設置している大阪府など関係機関へ案内しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |
| 29  | 産後ケア事業                       | どういう事業であるのか？という利用のしかた、利用料等仕組み                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 本計画P102において、事業の概要を掲載しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |
| 30  | 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施     | こども誰でも通園制度は望まれる制度だが、待機児童解消が優先課題だ。保育所の待機児童を解消してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、令和7年度は希望する市区町村で実施しますが、令和8年度からは全国すべての市区町村で実施する必要があります。保育所等の待機児童解消をめざしながら、乳児等通園支援事業も実施してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |

| No. | 分類                          | 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 市及び市教育委員会の見解                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 計画の変更等 |
|-----|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 31  | 食育の推進                       | 中学校での全員給食を早期に実施してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 中学校全員給食の早期実現を目指してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |        |
| 32  | 給食センターの設置                   | 中学校で全員給食をデリバリーではなく早期に実現してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |
| 33  | 食育の推進                       | 食物アレルギーを持つ子どもの親です。<br>資料も全部確認した上で、学校給食を眞面市のように特定原材料8品目を除いた低アレルギーメニューの提供をしていただきたいです。<br>フルタイムで働く家庭において現在の摂津市のアレルギー対応は家庭に負担が大きく、退職を考える理由の1つになっています。<br>現在通っている保育園ではアレルギーの子とが1人でいた場合は、アレルギー食品を使用しないメニューを全員が食べるという対応をいただいています。(摂津ポッポせんりおか保育園)<br>千里丘小学校の栄養士にこの件を伝えたとこ「保育園は人数が少ないから」という回答をいただきましたが、低アレルギーメニューを提供している眞面市の方が児童数は多く、摂津市よりも人数の多い市で実現している事実とあります。<br>アレルギー対応に難を感じ眞面市に移住する人もいるときくこともあり、魅力ある市につながる環境にもなり得ます。<br>また全員が同じメニューを食べることにより、アレルギー事故を防ぐことができ、調理員、家庭、学校全てが安心できる環境も整えることができます。<br>またを使用しないメニューは食料自給率アップにもつながります。<br>小ま。摂津市はファミリア・ファームなどを通じて機農支援などもされていれる専門家の方とのつながりもあることから、食材の仕入れなども含め連携できる環境が整っているようにも思います。<br>アレルギー対応の難しさの検討は負担もありますが、国立栄養研究所も移転し、健康の分野に力を入れている摂津市だからこそ、産学官連携もできる環境があるはずです。<br>食の制限に対応することは、「こどもがひとしく、健やかに成長できるまちづくり」の理念にもあっているのではないでしようか。<br>ぜひ前向きに検討いただきたいです。                                                                                                                                                                                            | こどもたちに様々な食材や食文化に触れる機会を提供することも給食の重要な役割だと考えております。また、低アレルギー給食は限られた食材・コストの中で必要な栄養価を満たし、かつ美味しさを維持することが難しいなど献立作成に課題もございます。<br>しかしながら、アレルギーを有するお子さま及び保護者の皆様にとって、低アレルギー給食は大変有意義であると認識しておりますので、段階的な実施の検討も含め、現場の意見も聞きながら研究を進めてまいります。                                                                                 |        |
| 34  | 子育てに関する情報提供の充実              | ホームページや広報誌は子育て世代に活用されていない。それ以外の情報発信の『さまざまなツール』というのを例示してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 現在はLINE等を使用しておりますが、情報発信ツールについては常に進歩しており、変化に応じた対応を行ってまいります。                                                                                                                                                                                                                                                 |        |
| 35  | 子育てに関する情報提供の充実              | 『せつみつみなで子育てガイド』に、障害児の子育て情報も載せてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 関係部署と協議し、今後の掲載する情報を検討します。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| 36  | 通学路等の安全確保                   | 『白線・横断歩道の引き直し』も加えてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 『路面標示(グリーンペント)の設置』は、通学路の安全対策の代表例として記載しています。<br>『白線、横断歩道の引き直し』についても、通学路等交通安全プログラムに基づき、必要に応じて実施します。                                                                                                                                                                                                          |        |
| 37  | 公共施設活用の検討<br>地域の公園や広場の活用の推進 | こどもが、学校から帰ったらゲームばかり。外で遊んでくださいと言うと「いくところがない」「どこへ行けばいいの」と言われ、そうか！ 鳥飼小学校区には、大きな公園がない。集まれる公共施設もない。漆々、家でゲームで過ごす。よくても、自転車駐車で友だちとのゲーム遊びを認めざるを得ない。大きな公園や図書館は、高槻線を北側に越えた公園。校区外に出ることを易々とは許可できない。河川敷をOKするのは、親としてかなり勇気がいる。<br>いろいろなアイデアとして<br>・鳥飼河川敷公園を、こどもの遊び場として、安全を見守る管理人の配置<br>・鳥飼サービスセンターのこどもへの開放<br>そしてなにより、鳥飼小学校区に、安全に遊べる大きな公園の整備、図書館や公民館の整備をぜひお願いしたいです。親子げんかの原因でもあり、ゲーム依存を誘発しかねないと思います。早急に改善をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 現状、鳥飼小学校区に新たに図書館や公民館等を建設する計画はございませんが、こどもに身近な地域の居場所づくりについて、公共施設の活用も含め検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                             |        |
| 38  | 公共施設活用の検討                   | 空いている公共施設の調理室と食事をする部屋を、子ども食堂として活用できるような連携をしておいてほしいです。一時は今年度(2025年4月)の子ども食堂を開く場所がなく、困っているという事態になったようです。そのようなことにならないようにご支援・連携をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 公共施設の使用については条例に定められているため、条例の範囲で使用していただくことは可能であり、現在、味生公民館の生活実習室において「子ども食堂」が行われています。引き続き、摂津市子ども食堂ネットワークと連携し、支援に取り組んでまいります。                                                                                                                                                                                   |        |
| 39  | 地域の公園や広場の活用の推進              | 市役所の階段を大正川川堤防へ上ってすぐの椅子と花壇がある付近から東屋までの場所で、昼休憩や夕方5時以降になると摂津市役所で働いている方々が平均10名ほど、多い日には20名弱、路面喫煙されているところを毎日のように見かけます。まるで市役所職員の喫煙場所のように感じています。あの場所は、こどもや犬の散歩やランニング、通勤・通学で通行される歩道のすぐ横(公共の場所)です。運動器具がある場所までタバコの煙の匂いがした時がありました。こどもと運動器具であそんでいた時のことでした。<br>たばこの吸い殻の拾いでをされていることもありました。(2024年12月の写真参照)。その時こども会の代表である私に相談を持ち掛けられました。私自身も市役所へ往來するときは、あまりの煙たさに息を止めてその場所を通り過ぎる(やり過ごす)ことがあります。決まってお昼休憩時間と夕方5時過ぎが多いと感じます。<br>この苦情を持ち付けてこられた方は、本人も授乳期の赤ちゃんがおられるのと、こどもへの受動喫煙を心配されていました。小さい子どもが吸い殻を捨てて口に入れないかも心配です。市役所内を全面禁煙にされたしわがが、その周辺に影響が出ているように感じます。煙の影響は、特にこどもの脳にすばやく到達し、未発達な脳内への影響が心配されます。毎日こどもと散歩される周辺住民のためにも、「こどもたちが安全・安心に遊べる環境づくり」を整えてください。<br>2024年12月撮影<br>「大正川川堤防・市役所前の東屋ベンチ下での吸い殻」の写真は、市役所へ直接持ち込んだ用紙に記載されています                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 摂津市健康づくり推進条例に基づき、望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりや、たばこをやめたい方への支援等の情報発信等、健康増進の観点から、対策を進めてまいります。また、本市職員につきましては、受動喫煙を生じさせることのないように周囲の状況に配慮することなどの喫煙マナーについて、引き続き意識づけを行うよう周知を行います。                                                                                                                                          |        |
| 40  | 地域の公園や広場の活用の推進              | 『行きたくなる公園はどんなものか』子どもの意見をきいて検討します『も加えてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | まずは既存公園の維持管理を適切に実施していくことが重要と考えております。<br>今後、新たな公園整備を実施する場合には、こどもを含めた市民の意見を伺い、検討してまいりたいと考えております。                                                                                                                                                                                                             |        |
| 41  | 青少年の健全育成                    | 保護者方の理解のもと、こどもたちが喜ぶ外での活動(野外料理・外あそび・昔のあそび缶けり・道具を使った「おにごっこ」・球技・スポーツ大会)は、あそびながら運動神経を鍛え、心身ともに健康になります。地域の人のたちとの交流の場としても子ども会活動をおこなっています。<br>家族で遠くのキャンプ場に行く直火で料理して食べ泊することは、簡単ではありません。青少年育成団体(子ども会やスカウト活動)が、市内の身近な場所で道具の運搬・火の元をすぐに片づけられるところある鶴野第2公園とキャンプ場は、貴重な環境であり、財産です。<br>こどもたちが楽しい心と誇り思い出を青少年のうから経験して、災害時でも生きていける“生きる力”の育成の場。鶴野第2公園とキャンプ場を永遠に残してください。<br>子どもを含め、青少年育成団体は、指導する側の大人の存在が不可欠です。ところが子育て世代保護者の日々の生活は多忙であり、引き継いでくれる育成者・指導者がなかなか誕生しません。青少年育成のための指導者育成の啓発や、育成団体への入会啓発も、より強くお願いします。<br>同級生(クラスメイト)の友達とは仲が良くても、違う学年の子とどうにも接すればよいのかかわからない子どもも多いと感じます。理由は家族構成の片寄り(多くは核家族世帯)にあるのか、家族以外の上下関係のひととの付き合い方が上手ではない(苦手な)子どもも多いのが現状です。それをこども会やその他地域の青少年育成団体の中で、めも事も経験しながら人との関わり方を学ぶ機会が少ないのかと悩みます。こども会には、育成者が活動内容を計画するほもあれば、各学年のこどもを中心としたその日の遊びを向にするのか、こどもたち自身に決めてもらうこともあります。そのように自主性を育むための活動を期待していただき、多くは公園での外あそび(活動)で効果を発揮します。その上で、町内の自然が多く残る鶴野第2公園のような広い活動場所・環境が必要なのです。「こどもまんなかプラン」を開催するのであれば、こどもみんなが喜ぶ場所・自然が多く残る公園「鶴野第2公園」を閉鎖して取り上げることは間違っているのではないでしようか。子どもたちの声を聞いて「こどもまんなかプラン」を策定してほしいと思います。 | 役員の担い手不足は、青少年育成団体に共通した課題であると認識しております。<br>「摂津市こども会育成連絡協議会」では、役員の負担を軽減するため、協議会への役員選出をなくしたり、会議の回数を減らしたりするなど工夫しております。<br>また、入会の啓発方法につきましても、こども会に所属していない「こどもたち」を対象とした行事を企画し、まずは、こども会のことを知ってもらう機会づくりを行っております。<br>今後も、指導者育成や入会の啓発方法について有効な手法がないか、青少年育成団体の皆様と一緒に考えてまいります。<br>(下線部のみ回答しております。また、下線部以外は、ご意見として承ります。) |        |
| 42  | 学校運営協議会(コミュニティスクール)の推進      | 『めざす子どもの姿と、目標とビジョンを共有し、地域一体となってこどもたちを育む』とありますが、『めざす子どもの姿と、目標とビジョンを共有し、』は、大人が決め押しつけることではないので削除してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 目標やビジョンの共有は必要のため、「めざす子どもの姿に向け」を削除いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○      |

| No. | 分類          | 意見の内容                                                                                                                                                                                                                                 | 市及び市教育委員会の見解                                                                                                                                                                                       | 計画の変更等 |
|-----|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 43  | こども会活動の充実   | 各単位子ども会への協力金・利用料金免除等のご支援は、もちろん有難き連携ですが、「生きる力」を育む活動の主な拠点・鶴野第2公園とキャンプ場を奪うような「鶴野地域の公共施設の再編」「北部大阪都市計画公園の変更」を掲げるような政策はしてほしくありません。こども会では毎月使い、こどもたちは外で遊ぶことをとても楽しんでいます。その楽しみを取り上げられ子どもたちが犠牲になるような政策はやめていただきますようお願い申し上げます。                     | ご意見として承ります。                                                                                                                                                                                        |        |
| 44  | 教育・保育の量の見込み | R7年度1歳児 見込み442名とあるが、R6年度2月1日現在0歳児が184名在籍し、待機児が269名です。R7年4月にはこの待機児以上の申請が見込まれます。442名では見込みが低すぎます。また、現在千里丘西側開発が行われており、その数が見込まれているのでしょうか？小規模園が増え毎年度3歳児の確保が厳しいです。職員配置基準が見直され、より厳しい状況になるかと思えます。待機児の解消が急務である。                                 | 教育・保育に係る量の見込みについては、令和6年に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査及び国が提示している量の見込みの算出等の考え方に基づき、算出しており、千里丘西地区再開発についても見込んだ数字となっております。今後、量の見込みと実際の申込者数が大きく乖離することがあれば、必要に応じて適宜補正を行ってまいります。                                      |        |
| 45  | 2号認定【保育】    | 3歳児の保育は確保されているという資料があるが、2歳までの小規模園からの転園先が見つからず、保育園ではなく幼稚園を選ばざるを得ない家庭もある。千里丘駅西口開発で子どもの人口はさらに増える。園・学校の確保につき、子どもの数の見込みを見誤らないようにしてほしい。                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                    |        |
| 46  | 教育・保育の量の見込み | 乳児等通園支援事業について 現在家庭で過ごす3歳未満児についてはまさしく誰もが利用可能となるよう、見込みを立てて事業計画する必要があります。しかしながら安威川以北については、待機児の解消もままならない状況です。民間任せでなく、必要量の見込みに達成しないのであれば公での検討をお願いします。                                                                                      | 乳児等通園支援事業については、ニーズを満たせるよう民間保育所等と実施に向けた協議を行ってまいります。                                                                                                                                                 |        |
| 47  | 保護者の悩み      | 子育ての出費がかさむことが悩みの上位となっています。フルタイムの共働きが増えている中で、保育料は大きな負担です。隣の吹田市をはじめ大阪市、豊中市、枚方市、寝屋川市、京都市等多くの市ではすでに、第二子以降の保育料無償化を実現しています。摂津市も第二子以降の保育料無償化を行ってください。資料を見ましたが、養育している子どもの人数については調査がありましたでしょうか。すでに子どもがいる世帯に対する第二子、第三子の摂津市での出産育児の背中を押す計画を期待します。 | 第二子以降の保育料を無償化している自治体が増加していることは承知しておりますが、本市における様々な行政需要に対応していくためには、保育料についても一定の負担をお願いしなければならない状況であることから、現時点では第二子以降の保育料無償化の実施予定はありません。なお、養育しているこどもの人数について調査は行っており、「摂津市子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告書」P5に記載しております。 |        |
| 48  | 全体          | 安威川以北と以南での状況があまりにも違う。このプランが出来たのちに以北でのプラン、以南でのプランと別々に作ることはありますか？                                                                                                                                                                       | 以北、以南に分けてのプラン作成は、検討しておりません。施策の推進にあたっては、以北、以南それぞれの状態に応じた対応が必要があると認識しております。                                                                                                                          |        |
| 49  | 全体          | 市民に広く意見を求めるのであれば、パブリックコメントを行う際にも用語解説は必要                                                                                                                                                                                               | 今後のパブリックコメントの在り方の参考にし、引き続きより多くの方に参加いただけるよう検討します。                                                                                                                                                   |        |
| 50  | 全体          | パブリックコメントの資料には、用語解説をつけて欲しい                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                    |        |
| 51  | 全体          | パブリックコメントは、市民にもっとよく告知して、概要版をつけて参加しやすいようにしてほしい                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                    |        |